4 長薬発第 1146 号 令和 5 年 2 月 1 日

地域薬剤師会長 様同 薬局部会長 様

長野県薬剤師会 会長 日野 寛明

東日本大震災の被災者の一部負担金等免除証明書の取扱いについて

平素、本会の運営に際しまして、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。 さて、標記について、日本薬剤師会から別添のとおり通知がありました。

本件は、東日本大震災の被災者に対する一部負担金の免除措置に係る一部負担金 等免除証明書の取扱いを周知するためのポスターを窓口に掲示する等に関するもの です。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、貴会(部会)会員にご周知くださいますよう、よろしくお願いいたします。

一般社団法人 長野県薬剤師会 担当:保険医療課 桐山・藤澤

〒390-0802 松本市旭 2-10-15 TE0263-34-5511 PAX0263-34-0075

E-mail: hoken4@naganokenyaku.or.jp

日 薬 業 発 第 409 号 令和 5 年 1 月 27 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日本薬剤師会 副会長 森 昌平

東日本大震災の被災者の一部負担金等免除証明書の取扱いについて

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省保険局保険課ほかより、保険薬局等へ別添のとおり連絡しているとのことです。

本連絡は、東日本大震災の被災者に対する一部負担金の免除措置に係る一部負担金等免除証明書の取扱いを周知するためのポスターを窓口に掲示する等のご協力をお願いしているものです。

つきましては、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡 令和5年1月24日

関係団体 御中

厚生労働省保険局民健康保険課厚生労働省保険局高齢者医療課厚生労働省保険局高齢者医療課厚生労働省保険局医療課

東日本大震災の被災者の一部負担金等免除証明書の取扱いについて

医療保険制度の円滑な実施について、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、別添のとおり、各関係機関宛てに事務連絡を発出しておりますので、その内容について御了知いただくようよろしくお願いいたします。

事 務 連 絡 令和5年1月24日

保険医療機関 保険薬局 訪問看護ステーション 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課厚生労働省保険局高齢者医療課厚生労働省保険局高齢者医療課厚生労働省保険局 质医療課

東日本大震災の被災者に対する一部負担金の免除措置に係る 一部負担金等免除証明書の取扱いに関するポスターの送付について

医療保険制度の円滑な実施について、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

東日本大震災の被災者に対する一部負担金の免除措置の対象となった方々(以下「免除対象者」という。)が、実際に一部負担金の免除を受けるためには、保険医療機関等の窓口で、有効期限の切れていない一部負担金等免除証明書(以下「免除証明書」という。)を提示することが必要です。

こうした免除証明書の取扱いについては、免除対象者に御理解いただく必要があることから、当該取扱いを周知するためのポスター(「医療機関等で受診される東日本大震災の被災者の皆さまへ」)を国民健康保険団体連合会経由で後日送付させていただきますので、窓口に掲示する等、被災者に対しての周知に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

医療機関等で受診される 東日本大震災の被災者の皆さまへ



医療機関等における窓口負担の免除について

- ① 窓口負担の免除を受けるためには、医療機関等の窓口で、<u>有効期限が切れていない免除証明書</u>を 提示する必要があります。
 - ▶ 現在、免除証明書をお持ちの方は、 有効期限をご確認ください。
- ② 現在お持ちの免除証明書の有効期限後も、 ご加入の医療保険の保険者により、 引き続き窓口負担が免除されることがあります。
 - ▶ 窓口負担が免除される場合、<u>有効期限が</u> <u>更新された新しい免除証明書</u>を、医療機関等の 窓口でご提示ください。
 - (※)<u>窓口負担の免除の対象となる要件は、ご加入の医療保険の保険者により</u> 異なります。

なお、引き続き窓口負担の免除の対象となる場合、<u>新しい免除証明書は</u> <u>ご加入の医療保険の保険者から送付</u>されますので、お手元に届かない 場合は、ご加入の医療保険の保険者へお問い合わせください。



窓口負担の免除や、免除証明書の取扱いに関して ご不明な点があれば、ご加入の医療保険の保険者へ お問い合わせください。

- ◎ 次の場合の自己負担額の免除については、平成24年2月29日までで終了しています。
 - 入院時の食費、居住費
 - ・被保険者証を医療機関等の窓口で提示できなかった場合
 - ・柔道整復師、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師による施術 等